

**財団法人 大阪市教員会館**  
**教育青年団体サポートセンター グループロッカー利用規程**

平成22年4月1日施行

(趣 旨)

第1条 財団法人大阪市教員会館教育青年団体サポートセンターに設置するグループロッカー（以下ロッカーという）は、アネックス パル法円坂(以下会館という)を利用する青少年活動にかかわる団体・グループ・さまざまな市民団体・グループが、団体・グループ同士の連絡のやり取りや他の団体・グループとの交流、日常の活動で使用する物品を保管できるように、団体・グループごとに貸出すことで支援することを目的とする。したがって、個人で使用することはできない。

(対 象)

第2条 グループロッカーを利用できるのは、会館を利用する団体・グループで、会館に利用を申請し、承諾を受けたものに限る。貸出しをするロッカーは1団体につき1個を原則とする。

(用 途)

第3条 ロッカーの用途は、団体・グループでの活動に必要な筆記具、道具類、資料図書類を保管および郵便物のやり取りをする。保管するものはすべてロッカー内に納め、カギを必ずかける。個人の私物および腐敗や発火のおそれのあるもの、そのほか他の会館利用者の迷惑となるものは保管してはならない。

(期 間)

第4条 ロッカーの貸出し期間は1年間とする。ただし、期間途中で不要になった場合は速やかに会館に申し出、当月中にロッカー内の物品をすべて撤去しなければならない。

(利用料)

第5条 ロッカー利用については利用料を徴収する。利用料は貸出期間中の全額を利用開始日までに前納しなければならない。前納した利用料は返却しない。ロッカー利用料は大きさ、内容に応じ1スペースあたりを別表のとおりとする。

(管理責任)

第6条 ロッカー内の物品については各利用者が責任をもって管理する。カギ等は各利用者が管理する。

利用者は、カギを紛失した場合は直ちに通知し、錠の交換費用を負担する。

(物品の撤去)

第7条 ロッカー利用者は貸出期間を満了する月の末日までにロッカー内の物品を全て撤去しなければならない。また、次の事由が生じた場合は、会館の判断でロッカー内の物品を撤去することができる。

(1) 貸出期間を超過してもロッカー内に物品が放置されている場合

(2) ロッカー内に異常な事態（悪臭・騒音・振動等）が発生した場合

(3) その他、会館が必要と考えた場合

(申込日)

第8条 定例の貸出申込受付は各年度の最初の会館の開館日に行う。以降、ロッカーの空きがある場合に限り、随時受付できる。ただし、この場合の貸出期間は当該年度の3月末日までとなる。継続の場合は3月中でも受付ける。

(申込方法)

第9条 ロッカー利用希望者は、申請書に団体名および代表者の住所・氏名・電話番号を記入し、申込日に提出して承認を受けなければならない。ただし、利用希望者数多数の場合は抽選により利用者を決定する。

附 則

1. 経過措置として平成22年4月中の利用方法は別途定める。
2. この規程の改廃は、専務理事が行う。
3. この規程は、平成22年4月1日から実施する(平成22年3月1日理事会制定)。

## 別 表

グループロッカー料金表（消費税込み）

名 称	月 額
A ダイヤル小ボックス	¥ 5 0 0
B 書庫・小 (30×180)	¥ 8 0 0
C 書庫・中 (45×180)	¥ 1, 2 0 0
D 書庫・大 (90×180)	¥ 3, 0 0 0

その他のロッカーは整理統合することといたしておりますのでご理解ください。特別の希望のある場合はお申し出ください。

## 教育青年団体サポートセンター グループロッカー申込書


平成 年 月 日

財団法人大阪市教員会館理事長殿

氏名 \_\_\_\_\_ ⑩

財団法人 大阪市教員会館教育青年団体サポートセンター グループロッカー利用規程に基づきグループロッカーを申し込みます。

記

ロッカーの区分	A ・ B ・ C ・ D
団体の名称	
代表者の氏名	
住 所	
連絡先	
主たるロッカーへの保管物	

※大阪市教員会館使用欄

決 済 ・ 審 査	専 務 理 事				担 当 者	
-----------------------	------------------	--	--	--	-------------	--